

第4回

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会

資料

平成26年11月26日

三重県

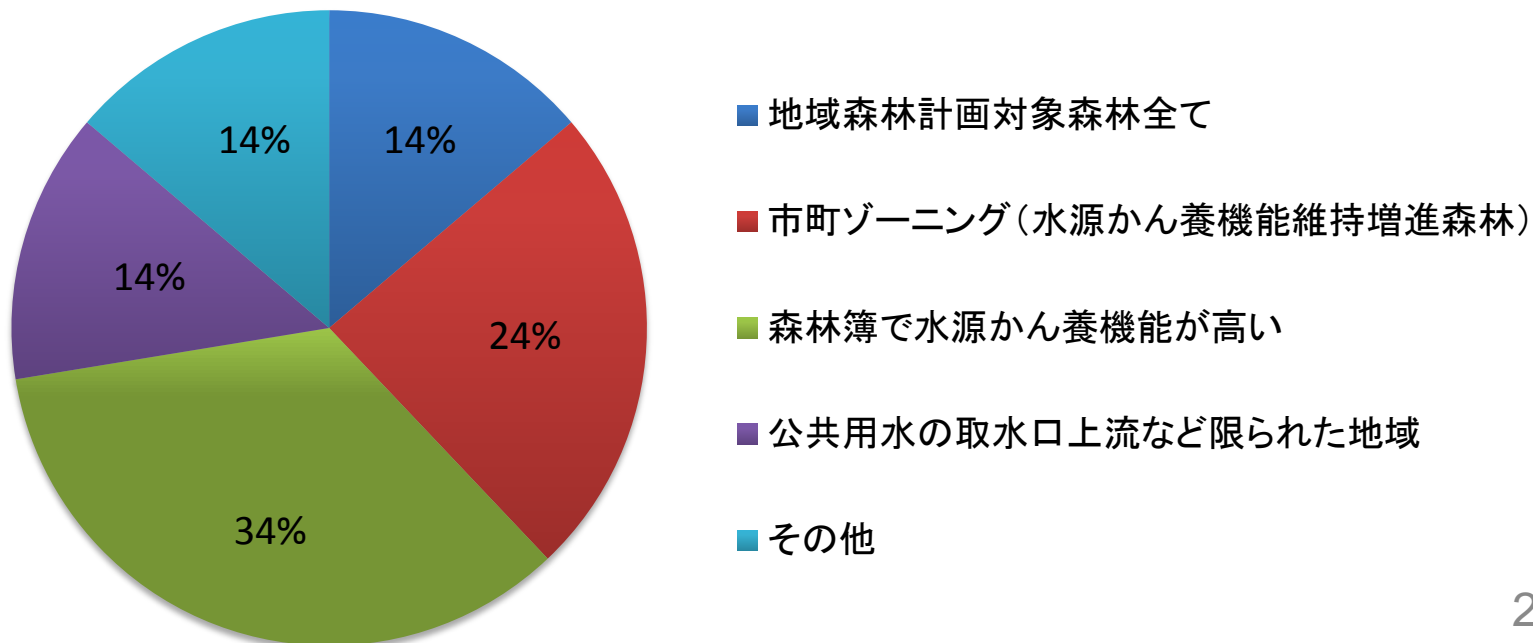
水源地域の森林の保全に関する市町への調査

(平成26年10月14日～24日に29市町へアンケート形式で実施)

問1 水源地域における森林売買の事前届出制度が導入される場合、その対象となる水源地域の指定の考え方について適当と考えるものを1つ選んでください。

- ①地域森林計画対象民有林の全てを対象とする
- ②市町村森林整備計画で、水源涵養機能維持増進森林にゾーニングされた森林
- ③森林簿で水源涵養機能が高いとされている森林
- ④公共用水の取水口の上流など、限られた一定の地域
- ⑤その他

調査結果



水源地域の森林の保全に関する市町への調査

問2 森林売買の事前届出制度が導入された場合、県から市町へ届出のあった森林売買についての意見照会を行うことがあります。例えば外国資本等による取得目的が不明確な売買の届出があった場合、市町としてどのような対応が考えられますか。(自由記載)

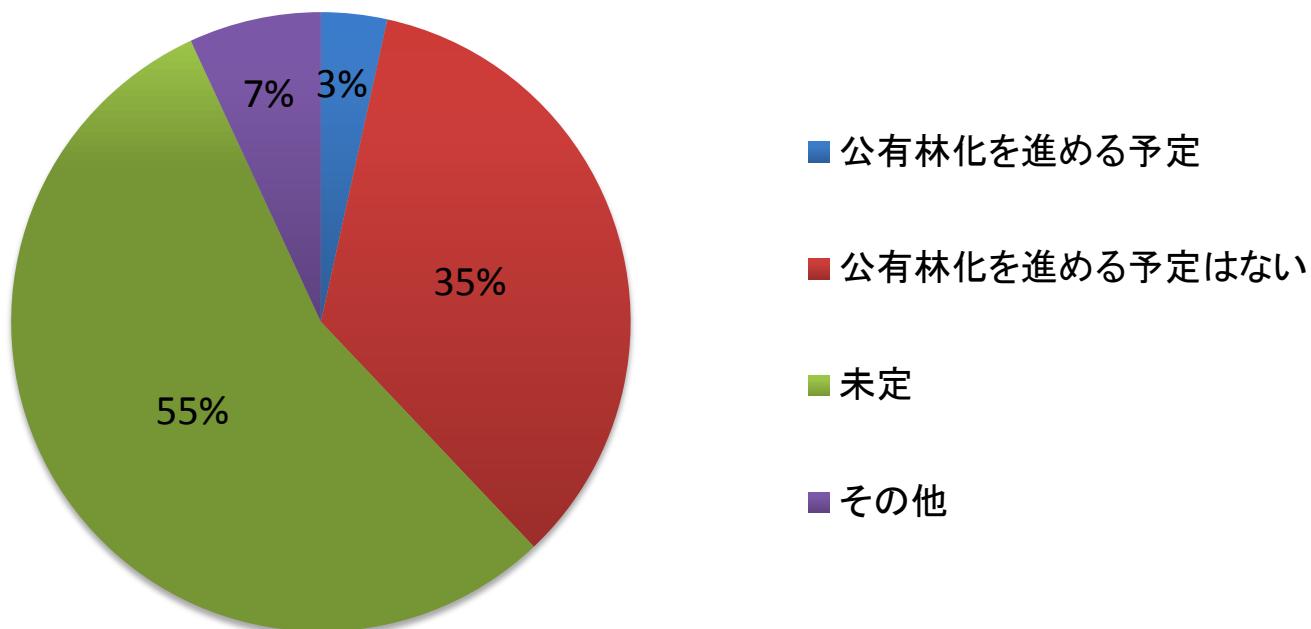
違法な開発が行われないかの監視。
現時点では、売買を止める法的根拠がないため、特に何もできない。
取得目的が不明確と言うだけでは対応が考えられない。
外国資本等だけでなく、現在の土地所有者に対して、売買経緯の聞き取りをし、買取目的の調査を行う。 また、届出のあった土地のパトロール等を協力して行う。
対象森林について、市条例に基づく制限の有無について確認を行う。
土地の売買について市町で条件を付加することは、現状の法律のもとではできないと考えられ、外国資本による取引ということで特別な対応をすることは困難と考えます。
外国資本等参入に対して現在対応策がない状態なので、具体的な対応は各市町の意見を参考に今後構築していかなければならない。
仮に県に届出があるものであれば、受付する段階で目的を明確にするようなことはできないのか。
環境汚染や水源を侵すような行為が無いよう、売買目的を明確にしておく必要があるかと思えます。
制度を導入するなら、その際、取得目的・使用目的なども明確にしてもらった方がいいのではないのでしょうか。 不明確な届出の場合、水源地域などでの乱開発等しないように注意を促す。
現段階では特に条例等の定めも無いため、他県の例等を参考に対応を検討する必要があると考えます。市町の対応方法についても県内で統一した対応を検討しては如何でしょうか。
取得目的を明確にし、特に地元同意が得られるよう指導。 また、町の水源地域保全への影響の有無等を審議する審議会等の組織づくり。
水道水源保護条例に定められた区域内であれば、同保護条例に基づく対応になると思われるが、区域外であれば、現在対応策は検討していない。

水源地域の森林の保全に関する市町への調査

問3 問2に関連して、取得目的が不明確な森林売買の届出があり、その森林を適正に保全していくために、みえ森と緑の県民税の市町交付金事業を活用した、水源林の公有林化を進める意向はありますか。

- ①水源林の公有林化を進めていく予定である(問5へ)
- ②水源林の公有林化を進める予定はない
- ③未定
- ④その他

調査結果



水源地域の森林の保全に関する市町への調査

問4 問3で①以外の回答をされた市町におたずねします。水源林の公有林化を進めるうえで支障となる事項について教えてください。(複数回答可)

- ①みえ森と緑の県民税の市町交付金の使途は別のメニューで使うため
- ②公有林化した後の森林の管理にかかる費用が負担となるため
- ③森林売買の相手方から契約不履行で訴えられるリスクがあるため
- ④森林の境界が不明確であるため、境界確定に時間と費用を要するため
- ⑤上記以外(自由記載)

回 答	回答した市町数	回答割合
①県民税は別のメニューで使用	13	45%
②公有林化後の管理費の負担	21	72%
③訴訟リスク	7	24%
④境界確定に時間と費用を要するため	16	55%
⑤その他	4	14%

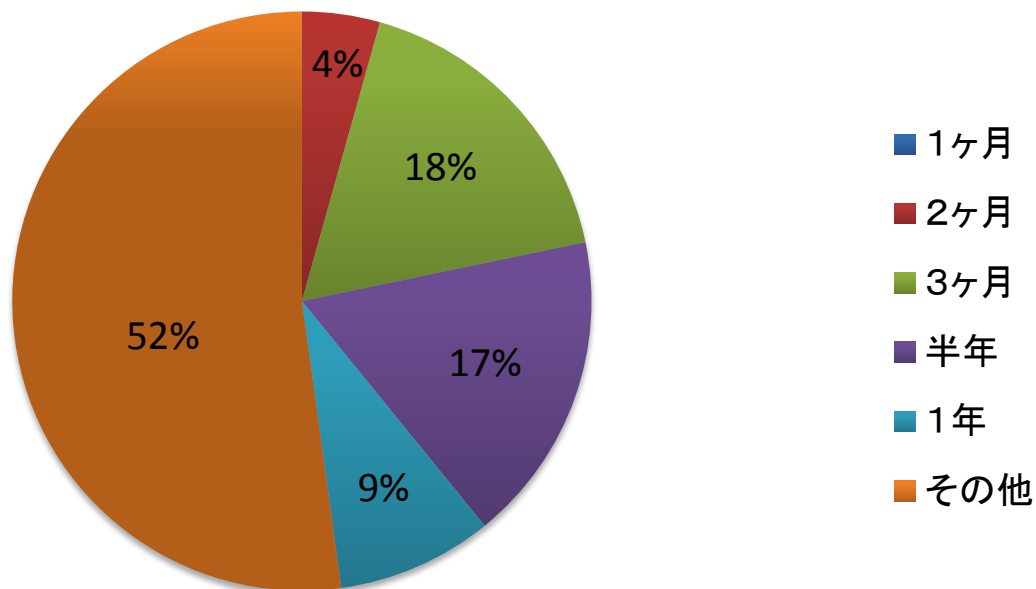
水源地域の森林の保全に関する市町への調査

問5 問3に関連して、取得目的が不明確な森林売買の届出があり、その森林を適正に保全していくため、水源林の公有林化を進める場合、手続き等にどの程度の時間が必要ですか。

- ①1ヶ月
- ②2ヶ月
- ③3ヶ月

- ④半年
- ⑤1年
- ⑥その他(自由記載)

調査結果



水源地域の森林の保全に関する市町への調査

問5 ⑥その他(自由記載)

取得先との交渉もあるであろうし、公有林化事業自体に馴染みがなく、部局間の調整も必要であろうと思われるので、どれほどの期間になるかわからない。

どの程度の時間がかかるかは、調査、測量、境界明確化等の様々な作業が発生するため不明です。水源林の公有化を現時点では検討していません。

公有林化を進める場合、対象森林の所有者及び隣接する所有者確認、対象森林の所有者との用地交渉、境界確認、土地の測量、不動産鑑定、土地売買契約が必要であり、期間は不明である。

登記に至るまでには多大な労力と時間を要する。

予算の編成や議会への報告が必要となるため、1年以上必要である。

境界の確定作業ほか予算計上も必要なことから、1年以上の時間が必要と思われる。

行政区域外の土地を公有林化することは最低でも半年以上の時間が必要がある。

予算の確保、取得後の管理など不明確な点が多く、手続きにかかる時間は不明である。

所在、面積、筆数によって異なると考えられる。

水源地域の保全に関する三重県独自の取組（案）

■水源地域の保全に関する課題

- ・ 条例を制定し事前届出制度を導入しても、取得目的が不明確な森林売買を止めたり、新たな買い主を見つけたりすることは、現実的には難しいことが想定される。
- ・ 簡易水道の取水地点の上流のような重要な森林が相続や売買等で分割され、不在村所有者が多数となってしまった場合、森林境界の不明確化や森林整備の働きかけ等ができず、その後の森林管理に支障が生じることが懸念される。

■これまでに行ってきた県の取り組み

- ・ 森林法に基づく保安林の指定を行い、治山事業において本数調整伐等の公益的機能の発揮に向けた森林整備を森林所有者負担なしで実施
- ・ 三重県では、平成13年から県内の森林を対象に、
 - 木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林を「生産林」
 - 木材生産を目的とせず、森林の環境公益の高度発揮を目指す森林を「環境林」と大きく2つに区分し、環境林については森林所有者から管理委託（20年間無償提供）された森林を「公共財」として位置づけ、森林所有者の負担なしで森林組合等の林業事業体等による公的管理を実施。

条例の実効性を担保するうえで、事前届出制度だけではなく、これまで県が行ってきた施策を改めて水源地域の保全に位置付けていくことで、一定の効果が期待される。

水源地域の保全に関する三重県独自の取組（案）

■特定水源地域の指定

水源地域に指定した森林のうち、特にその機能の維持増進が必要な地域であり、市町から指定の要望があり知事が必要と認めた地域。

（想定されるエリア）

- （1）水源地域のうち、下記（2）または（3）に該当するものとして、市町から要望があり知事が必要と認めた地域を指定する。
- （2）水源地域内において、公共用水源（上水道事業および簡易水道事業を原則）として地表水を取水している地点から上流の集水区域
- （3）公共用水源として水道事業への水の供給を目的として設置されたダムの上流部の森林

県は、特定水源地域において、森林法に基づく保安林制度の活用や、必要に応じて地方公共団体その他規則で定める法人等による森林の公的管理を促進

（公的管理の具体的な例）

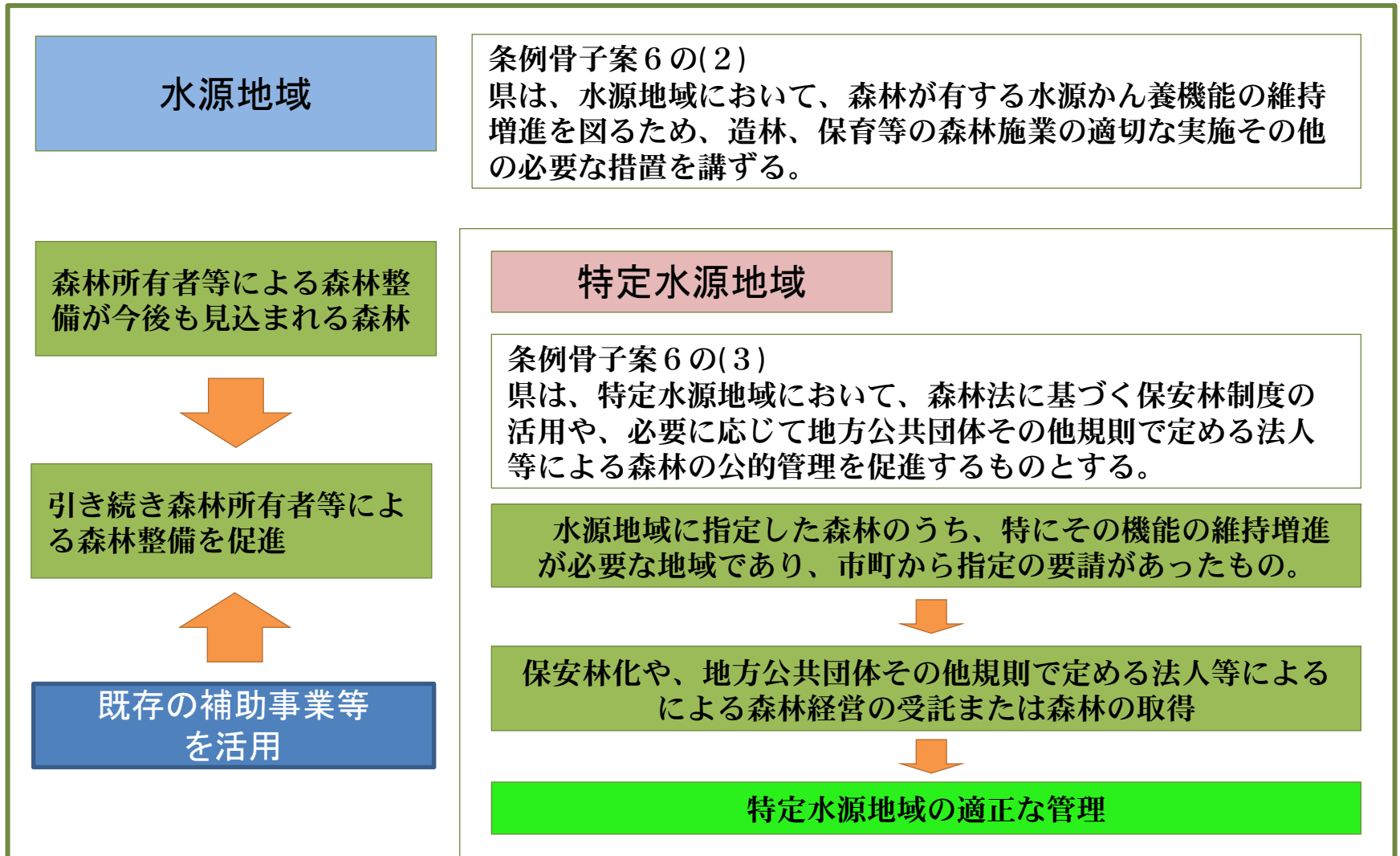
県単森林環境創造事業や環境林整備事業など、森林所有者との協定に基づく森林整備や、市町等による水源林の公有林化等



事前届出が提出されてから対応するのではなく、特に重要な地域については事前に保安林化や公的管理を進めていくことで、水源地域を適切に保全

水源地域の保全に関する三重県独自の取組（案）

■水源地域の保全に関する基本的施策 条例骨子案6の(2),(3)



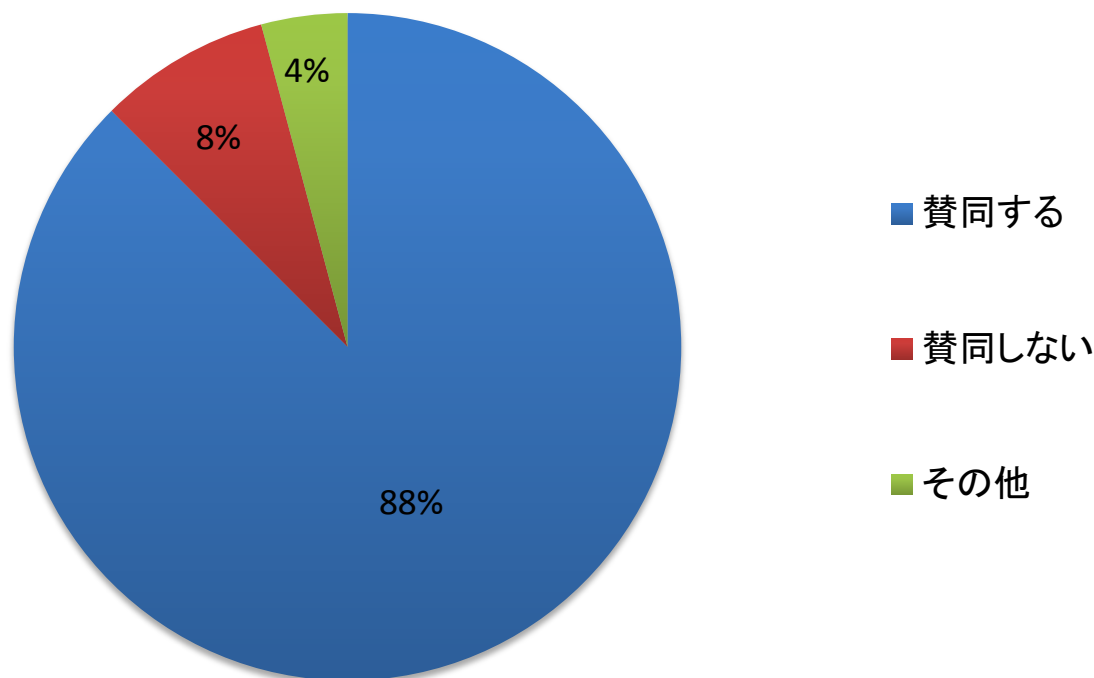
水源地域の森林の保全に関する市町への調査（その2）

（平成26年11月7日～14日に24市町へ聴き取り形式で実施）

問6 水源地域の中でも特に重要な地域を特定水源地域として指定し、保安林化や公的管理を促進することについてどのように考えますか

- ①考え方に賛同する
- ②考え方に賛同しない
- ③その他

調査結果



水源地域の森林の保全に関する市町への調査（その2）

問6に関する市町からの意見

市内の様々なところに水道水源があるので広く県民に知らしめる意味でも是非進めて頂きたい。

何でも市町に押し付けるのではなく公有林化であれば県有林にすればいいのではないかと。県として水源を守るという気概を持って取り組んで欲しい。

特定水源地域については優先的に保安林化していったらどうか。県で保安林に誘導して頂くような条例となればよい。

当該条例の周知が課題であり、その背景として森林所有者の森林に対して関心の低さがある。

特定水源地域だけにとどまらず水源地域についても森林整備につながるようにして欲しい。

特定水源地域の揚水規制を是非盛り込んで欲しい。

水源を宮川に求めておりその水源は上流部の大台町である。話を聞いた限りでは広域的な面で県の役割も大きいのでは。

市町において水源地域の公有林化が困難であれば、予防的に特定水源地域として公的管理を行うことが良いと思う。ただし、将来的には水源地域の市町の公有林化は進むと思う。

特定水源地域について、森林環境創造事業等の事業を優先的に位置づければ、指定が進むと思う。

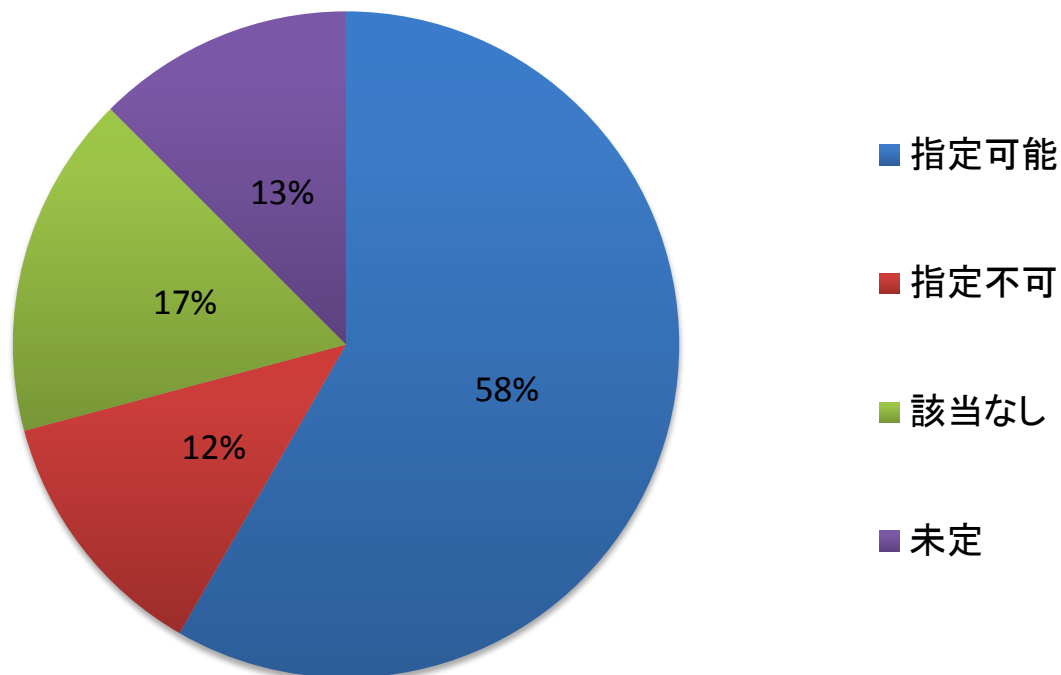
この条例で県として県民の水源を本当に守れるのか県に聞きたい。市町の尻をたたいて公有林化を県が進めて欲しい。（県の音頭で）

水源地域の森林の保全に関する市町への調査（その2）

問7 特定水源地域の考え方が導入された場合の市町の対応について

- ①特定水源地域の指定が可能
- ②特定水源地域の指定は不可
- ③該当地域がない
- ④未定

調査結果



水源地域の森林の保全に関する市町への調査（その2）

問7に関する市町からの意見

水源の8割をいなべ川から取水しており、特定水源地域については流域が広すぎるため考え方になじまない。

特定水源地域については上流が亀山市であり現時点では該当があるかわからない。

地下水の取水地点が下流域にあるので特定水源地域に該当しない。

水道水源を木津川の伏流水に求めており特定水源地域は川の上流全てとなる。

名張川から取水しており上流の森林すべてが水源であり特定水源地域の指定は難しい。

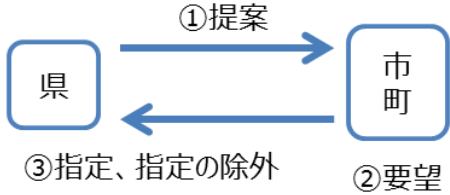
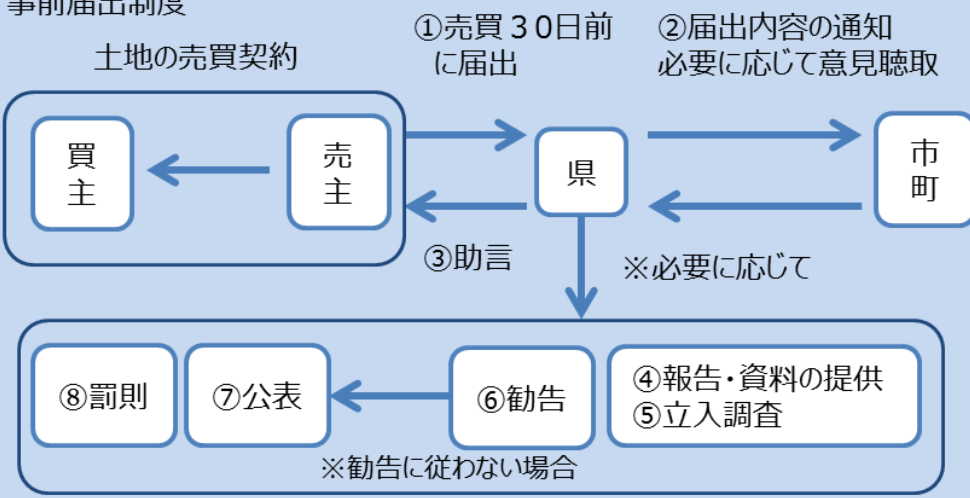
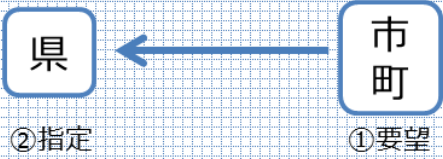
簡易水道を事業化する予定があり、特定水源地域となる場所はあると思う。

特定水源地域については何を根拠に指定するのが整理できないと議会にも説明できないので、県が案を示し市は提案に意見する形にして欲しい。

水源地域と特定水源地域の施策にはメリハリがないといけない。

制度ができた場合はしっかりと周知をお願いしたい。

水源地域の保全に関する三重県独自の取組（案）

区分	手続き	
<p>水源地域</p>	<p>水源地域の指定※大字単位</p>  <p>①提案</p> <p>②要望</p> <p>③指定、指定の除外</p>	<p>事前届出制度</p> <p>土地の売買契約</p>  <p>①売買30日前に届出</p> <p>②届出内容の通知 必要に応じて意見聴取</p> <p>③助言</p> <p>※必要に応じて</p> <p>④報告・資料の提供 ⑤立入調査</p> <p>⑥勧告</p> <p>⑦公表</p> <p>⑧罰則</p> <p>※勧告に従わない場合</p>
<p>特定水源地域</p> <p>水源地域のうち、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域</p>	<p>特定水源地域の指定※林班単位</p>  <p>②指定</p> <p>①要望</p> <p>※想定される特定水源地域の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水源（上水道事業及び簡易水道を原則とする。）として、地表水を取水している場合の集水区域 ・公共用水源として水道事業への水の供給を目的として設置されたダムの上流部 	<ul style="list-style-type: none"> ○保安林制度の活用 ○森林の公的管理（必要に応じて） <p>※公的管理の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町、森林組合等による森林経営の受託（県単森林環境創造事業や環境林整備事業など、森林所有者との協定に基づく森林整備） ・森林の公有林化
<p>水源地域以外の森林</p>		